

# 国民健康保険 特定保健指導及び未利用勧奨業務 公募型プロポーザル 実施要領

## 1. 業務の目的

本事業は、豊中市国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高い者に保健指導や医療機関への受診勧奨を行い、生活習慣病の発症及び重症化を予防し、将来の医療費適正化をめざすものです。つきましては、その受託者の選定にあたり、最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施します。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

国民健康保険 特定保健指導及び未利用勧奨業務

### (2) 業務内容

別添『国民健康保険 特定保健指導及び未利用勧奨業務仕様書』のとおり

※契約にあたっては、企画提案書の内容も含めて、改めて協議のうえ、仕様書を定めるものとする。

### (3) 予定契約（履行）期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

※本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を締結します。このため、令和8年度以降に本契約に係る予算が削除又は減額された場合には、この契約を解除することができる旨の規定を契約書に記載いたします。

### (4) 提案上限額（1年間あたり）

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものです。

※本契約は、各事業の単価を決める単価契約として契約を締結します。

※提案見積書を作成する際には以下に記載する予定人数及び数量を用いること。この予定人数及び数量に対応する事業を実施した際に、提案上限額に収まるよう見積書を作成してください。

### (5) 予定人数及び数量

動機づけ支援 250件 積極的支援 50件

未利用勧奨(文書) 700件

未利用勧奨(電話) 1,500件

※参考：令和5年度実績

特定保健指導対象者数 1,263人 動機づけ支援 246件 積極的支援 39件

未利用勧奨(文書) 651件 未利用勧奨(電話) 1,483件 請求対象は727件

## 3. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年厚生労働省告示第92号)第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 過去において他の自治体保険者における特定保健指導業務の受託実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

#### 4. スケジュール

	実施内容	時期	
		第一次審査がある場合 (応募者が5者以上)	第一次審査がない場合 (応募者が5者未満)
(1)	募集要項等の公表 ※市のホームページに掲載	令和6年(2024年)11月 11日 (月)	
(2)	質問事項の締め切り ※質問は様式8を用い、11.問い合わせ先に記載のメールアドレス宛にメールのみ受け付ける。電話やFAX、その他メール以外の手法による受付は行わない。	令和6年11月 27日(水) 17時必着	
(3)	質問事項への回答 ※市のホームページに掲載	令和6年12月4日(水)	
(4)	応募書類提出期限	令和6年12月18日(水) 17時必着	
(5)	第一次審査（書類審査）結果通知日	令和7年(2025年) 1月14日(火)	令和6年12月24日(火)
(6)	第二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング) ※当日の会場、時間等は、第一次審査の結果通知と併せて通知します。	令和7年1月29日(水)午後	
(7)	結果通知予定日	令和7年2月上旬発送	
(8)	委託契約の締結予定日	令和7年3月頃	

#### 5. 企画提案書等の提出

##### (1) 提出期限

**令和6年12月18日（水）17時必着**

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

##### (2) 提出方法

- ・下記11のメールアドレスあてにデータにて提出。なお、メール送付後、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。
- ・企画提案書についてはデータでの提出に加え、紙に印刷したものを10部下記11の住所に持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅配便等）する。なお、送付の場合は提出書類の到達について確認すること。また、令和6年12月18日（水）17時まで以上記提出先に到着しているもののみ有効とする。

(3) 提出書類の取り扱い

- ・提出書類は、いかなる場合でも返却しません。
- ・提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがあります。

6. 企画提案書等作成要領

様式	様式名
様式1	参加表明書
様式2	企画提案書類等提出届 ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を必ず記載すること。
様式3	入札参加停止措置等状況調書
様式5	提案者の概要書
自由 様式	企画提案書 ※企画提案書は、8. 審査方法の【審査基準】2～4に掲げる項目を審査するために利用します。については、審査内容に記載している順番で内容について積極的にPRを行うこと。必要に応じて写真や報告書、分析資料のひな型を入れ込むこと。 ・企画提案書の用紙サイズはA4判とすること。 ・提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者の名称や商号などを記載しないこと。
様式6	統括責任者及び担当者の業務実績 ・主たる担当者1は、統括責任者以外に本業務の管理に関わる主担当者がある場合に記載すること。いない場合には、主に特定保健指導を実施する職員について記載すること。 ・担当者2、担当者3は、本業務を受託した場合に主に特定保健指導を実施する職員について記載すること。
様式7	業務経歴書 ・実績は1項目につき1件とし、令和2年度から令和6年度の間の実績を最大5件まで記載するものとする。（但し、同一自治体で複数年受託していた場合は1件として記載する。） ・※自治体保険者における特定保健指導業務と未利用勧奨業務をセットで行っている実績を優先して記載すること。セットで行っている実績が5件未満の場合は、特定保健指導又は未利用勧奨単独の実績を記載すること。 ・複数の実績がある場合には、受託していた自治体の当該年度の特定保健指導実施率（法定報告値）が高い自治体の実績を優先して記入すること。同数値の場合は、本市と人口が同規模の団体を優先すること。 ・特定保健指導実施率（法定報告値）については厚生労働省ホームページや当該自治体のデータヘルス計画などに記載されているため、安易に当該自治体などに問い合わせを行わないこと。
自由 様式	提案見積書 ・社印および代表者印を押印すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4判で作成すること。</li> <li>・件名：国民健康保険 特定保健指導及び未利用勧奨業務委託見積書</li> <li>・見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。</li> <li>・提案見積書を作成する際には2. 業務概要(5)予定及び数量の数値を用い、この予定人数に対応する事業を実施した際に、提案上限額に収まるよう見積書を作成すること。</li> <li>・特定保健指導及び未利用勧奨業務のそれぞれに係る経費が分かるよう見積書を作成すること。</li> <li>・特定保健指導業務、未利用勧奨業務のそれぞれについて、支援する一人当たりの単価×予定人数という形で見積書を作成すること。</li> <li>・本市から支払う委託料は「支援する一人当たりの単価×予定人数」のみとするため、行動経費や報告書の作成経費、パンフレット作成経費などは、全て単価に含めること。</li> </ul>
--	---

## 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 本案件期間中に、上記3で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 提出期限までに提案書類の提出がないとき
- ・ プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

## 8. 審査方法

市職員で構成する選定委員会を設置し審査します。応募事業者が5者以上あった場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行います。

提案書及び提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を第一次審査の結果に伴い上位4者に対して行います。審査は総合評価点数を100点満点とし、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を受託候補者とします。

但し、第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても受託候補者としません。なお、得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ審査結果を確定します。

<第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）について>

- ① 日時：令和7年(2025年)1月29日(水)午後

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

- ② 発表時間：30分（各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします。）
- ③ 発表者：本業務に携わる担当者とし、出席者は3名以内とします。
- ④ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。
- ⑤ モニター及び接続するHDMIケーブルを会場に準備するため、接続可能な端末を持参し、企画提案書をモニターに投影して説明することも可能とする。
- ⑥ 審査結果の通知結果：2月上旬に郵送にて通知します。なお、豊中市と協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって、本業務の受託を確約するものではありません。
- ⑦ 審査結果の公表：本公募の審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかに豊中市ホームページにて公表します。

**【審査基準】**

審査項目	審査内容	評価点
1 業務実績	①提案者は、本業務を遂行するための業務実績を十分に有している	5点
	②提案者は、特定保健指導実施率(法定報告値)の向上につながる業務実績を十分に有している	5点
	③統括責任者および担当者は、本業務を遂行するための業務経験を十分に有している	5点
2 本事業の実施体制・実施計画について	①実施体制（人員基準等）が適切である	5点
	②職員の資質向上のための教育体制を整えている	5点
	③苦情対応や人的ミス等に対するサポート体制および管理体制を整えている。また、個人情報の管理を適切に行っている	5点
3 実施内容について		
特定保健指導業務の企画・実施	①対象者が関心をもち利用したい気持ちになる工夫がなされている(利用案内パンフレットの内容や利用特典の工夫等)	5点
	②対象者が利用しやすい工夫がなされている(申込方法、実施日時や実施方法の設定等)	5点
	③利用者のやる気を継続させ、途中で脱落させない工夫がなされている(プログラムや利用特典の工夫等)	5点
	④積極的支援において、実績評価で体重2kg減、腹囲2cm減となるために工夫する取り組みがある	5点
	⑤対象者の健診結果や生活上の課題を踏まえ、個々の特性に合わせて生活習慣が改善できるような指導の工夫がなされている(使用教材やアプリの活用等)	5点
	⑥特定保健指導実施により対象者が改善に至った生活習慣が、指導終了後も維持できる工夫がなされている	5点

	未利用勸奨業務の企画・実施	①特定保健指導未利用者に対する郵送勸奨において、特定保健指導につなげるためやる気にさせる工夫がなされている (未利用勸奨パンフレットの内容等)	5点
		②特定保健指導未利用者に対する電話勸奨において、特定保健指導につなげるための効果的な実施体制の工夫がなされている	5点
		③電話勸奨において、つながりやすい工夫がなされている (架電時間等)	5点
		④特定保健指導未利用者に対する電話勸奨において、特定保健指導につなげるため、個々の健康状態を踏まえてやる気にさせる工夫がなされている(トークマニュアルの活用等)	5点
4	報告、効果検証等について	①事業の効果検証及び課題の明確化の手法が適切である	5点
		②得られた数値等から実施効果と今後の課題を分析し、市が活用しやすい形式で報告ができる	5点
5	見積額		10点
6	過去の処分歴等		
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合		-7点
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合		-3点

## 9. 契約に関する基本的事項

- (1) 受託候補者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議します。協議の結果、契約内容と仕様書については、採択された提案と変更が生じることがあります。
- (2) 本業務の受託者は豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。ただし、豊中市財務規則第110条第3号の規定に該当すると本市が認めるときは契約保証金を免除することができるものとします。
- (3) 受託候補者として(1)の協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、次点の提案者と協議を行い、当該事業者と契約の締結を行う。

## 10. その他必要な事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、提案事業者の負担とします。
- (2) 選定委員会の構成員、提案者名簿、他事業者の応募状況についての質問は一切受け付けません。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じません。
- (5) 応募を取り下げる場合は、参加辞退届(様式4)を提出し、速やかに事務局まで連絡すること。

## 11. 事務局（問い合わせ先）

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1（豊中市保健所）

豊中市健康医療部 健康推進課けんしん係 担当：杉山・津川・高木

TEL: 06-6858-2292 FAX: 06-6152-7328 E-mail: kenshin@city.toyonaka.osaka.jp